

令和7年度介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立書提出期限

各処理月における介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書の提出期限（当日必着）は次のとおりです。

提出期限を過ぎますと翌月の処理となりますので御注意ください。

- ※ 郵送の場合は期限前日には到着するように余裕をもって投函をお願いします。
- ※ 申立件数が多い場合は、期限前早めの提出に御協力くださるようお願いいたします。

処理月	提出期限
令和7年 4月	令和7年 3月31日（月）
令和7年 5月	令和7年 4月30日（水）
令和7年 6月	令和7年 5月30日（金）
令和7年 7月	令和7年 6月30日（月）
令和7年 8月	令和7年 7月31日（木）
令和7年 9月	令和7年 8月29日（金）
令和7年10月	令和7年 9月30日（火）
令和7年11月	令和7年10月31日（金）
令和7年12月	令和7年11月28日（金）
令和8年 1月	令和7年12月29日（月）
令和8年 2月	令和8年 1月30日（金）
令和8年 3月	令和8年 2月27日（金）

担当

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎2階 （〒070-8525）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 0166-25-6485

- 各支所では受付していません。
- FAXでは受付していません。